



平成 21 年 12 月 7 日

各 位

会社名 チムニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 和泉 学  
(コード番号：3362 東証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 山口 実  
電話番号 03-3626-2341

### 普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 7 日開催の取締役会において、平成 22 年 3 月開催予定の当社の第 26 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 12 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

なお、当社は、本種類株主総会を、平成 21 年 11 月 9 日に開始された株式会社エフ・ディーによる当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立を条件として開催することを予定しております。

- (1) 基準日 平成 21 年 12 月 31 日（木曜日）
- (2) 公告日 平成 21 年 12 月 14 日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.chimney.co.jp/enterprise/koukoku/index.html>

#### 2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

当社は、本公開買付けが成立することを条件として、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の

定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本公開買付けが成立し、本定時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款の一部変更を行うためには、株主総会決議のほか、会社法第111条第2項第1号により、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上